

あま市歯と口腔保健計画

平成 25 年 3 月

平成 26 年 3 月改訂



あ ま 市

目 次

第1章 総論	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	1
4 計画の基本方針	2
第2章 現状・課題・取り組み	3
1 あま市の歯科保健の現状	3
（1）妊婦歯科健診	3
（2）う蝕・歯肉炎の状況	6
（3）成人歯科健診	8
（4）歯の健康づくり得点	9
2 ライフステージ別の歯と口腔の健康づくり	11
3 数値目標	19
第3章 食育との関わり	20
1 歯と口腔の健康と食育	20
2 食育を推進していくことの必要性	20
3 食育推進に向けた取り組み	20
（1）各ライフステージにおける食育推進のあり方	20
（2）関係機関における歯科保健と食育の推進	21
第4章 その他歯と口腔保健の推進	22
1 災害対策	22
第5章 計画の推進	23
1 計画の推進体制	23
2 歯と口腔の健康づくりを推進するための役割分担及び連携方策	23
（1）市民の役割	23
（2）関係機関・地域の役割	23
（3）保育園・学校等の役割	23
（4）行政の役割	23
3 計画の進行管理と評価	24
（1）進行管理	24

(2) 評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

参考資料

1 あま市歯と口腔保健計画策定庁舎内部会構成員・・・・・・・・・・ 25
2 あま市歯と口腔保健計画策定経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
3 あま市歯と口腔の健康づくり推進条例・・・・・・・・・・・・・・ 27
4 歯と口腔の健康づくりに関する行政の取り組み状況・・・・・・・・ 30

第1章 総論

1 計画策定の趣旨

いつまでも元気で自分の歯で食物がかめる幸せを願い、「歯と口腔の健康づくり」を通じて、生き生きと元気に生活するため「あま市歯と口腔の健康づくり推進条例第8条」に基づき「あま市歯と口腔保健計画」を策定します。

歯と口腔の健康は、生涯を通じて自分らしく豊かな人生を送るために欠かせないものです。また、人が生きていくためには「食べる」ことが必要となります。そのためには、市民一人ひとりが自らの意思で歯と口腔の健康づくりや食育に取り組み、地域・行政・関係団体等が推進することを明確にし、それぞれが連携して実践していくことが大切です。あま市では、計画策定を機に歯と口腔保健の目標「お口の健康を保ち、歯を大切にしましょう」を共有し、共通認識のもと市民・地域・行政・関係団体等が連携して実践していくことをめざしていきます。

「あま市歯と口腔の健康づくり推進条例」より抜粋

(基本理念)

第2条 歯と口腔の健康づくりは、その推進が子どもの健やかな成長及び糖尿病をはじめとする様々な生活習慣病の予防、介護予防など市民の全身の健康づくりに重要な役割を果たすことにかんがみ、市民が日常生活において自ら歯と口腔の健康づくりに取り組むことを促進するとともに、市内すべての地域において生涯を通じて最適な健康教育、歯科健診、予防対策、口腔ケア等の歯と口腔の保健医療福祉サービスを受けることができるよう環境整備を推進することを基本理念とする。

2 計画の位置づけ

本計画は「第1次あま市総合計画」及び「あま市健康づくり計画“あま生き生きプラン”」の個別計画と位置づけ、「あま市歯と口腔の健康づくり推進条例」に基づき策定しました。

また、「あま市障がい者計画及び障がい福祉計画」、「あま市高齢者福祉計画・介護保険計画」とも整合性を図り、歯科保健事業の向上を目指します。

3 計画の期間

本計画の推進期間は、平成24年度から28年度までの5年間とします。ただし、社会情勢の変化などにより必要に応じて見直しを行います。

4 計画の基本方針

歯と口腔の健康は、むし歯や歯周病の予防、フッ化物応用^{*}や歯みがきということだけでなく、おいしく食べることで、いい笑顔になれることにつながります。よくかむことで上下のあごのバランスが調整されるのでことばの発音もよくなり会話もはずみます。お口のまわりの筋肉も鍛えられ、表情が豊かになります。自分らしく豊かな人生を送るためにも歯と口腔の健康は大切なものです。

また、歯周病と生活習慣病は密接に関連しており、歯と口腔を大切にすることは健康づくりの基本となります。

このことから計画の基本方針とライフステージ別のめざすがたを以下のよう
に定めます。また、ライフステージでは区分ができない「障がいをもつ方・
介護を必要とする方・在宅で療養する方」を設けました。

基本方針

- むし歯や歯周病の予防
- 口腔機能の維持・向上
- 歯科受診しやすい環境作り



○ライフステージ別めざすがた

妊娠期・乳幼児期 めざすがた：親子でお口の管理に努めましょう	障がいをもつ方 介護を必要とする方 在宅で療養する方
児童期・思春期 めざすがた：よくかんで食べましょう	
青年期・壮年期・高齢期 めざすがた：かかりつけ歯科医で定期健診を受けましょう	

○ライフステージ区分

ライフ ステージ	妊娠期 乳幼児期	児童期	思春期	青年期	壮年期	高齢期
概ねの年齢	0～5歳	6～11歳	12～19歳	20～39歳	40～64歳	65歳以上

^{*}フッ化物応用：フッ素塗布、フッ素入り歯磨剤の使用、フッ化物洗口のこと。

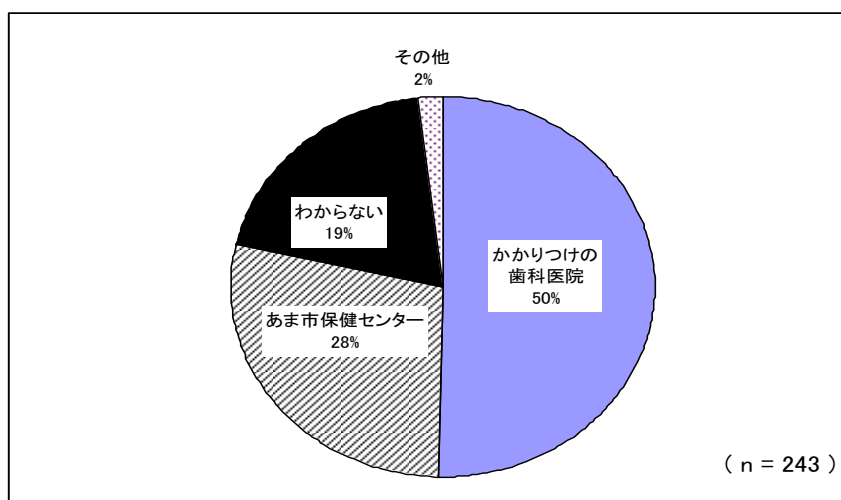
第2章 現状・課題・取り組み

1 あま市の歯科保健の現状

(1) 妊婦歯科健診

乳児健診に来られた産婦に「次回妊娠時、歯科健診をどこで受けたいか」という問いには、初産婦は「かかりつけの歯科医院」が5割、「あま市保健センター」が3割弱、経産婦は「かかりつけの歯科医院」が6割、「あま市保健センター」が2割でした。初産婦、経産婦ともに、「かかりつけの歯科医院」が過半数を超えています。

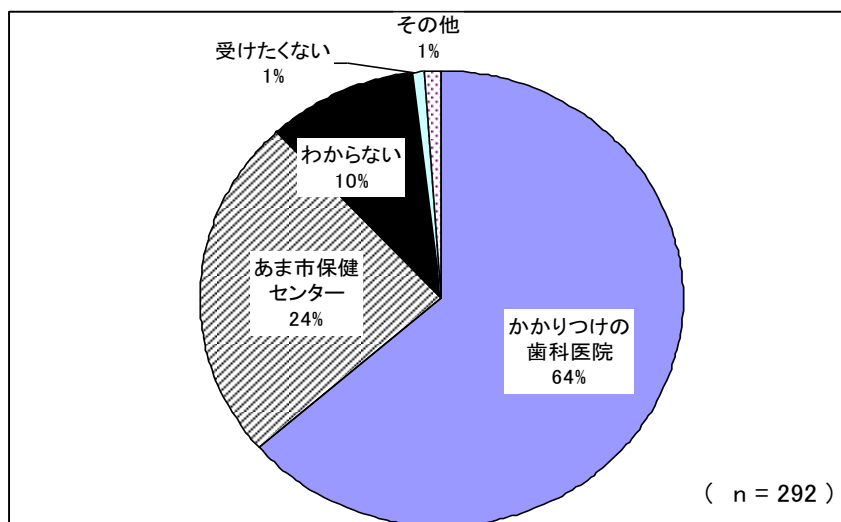
図1 次回妊娠時、歯科健診をどこで受けたいか（初産婦）



資料：あま市マタニティ教室（歯科）についてのアンケート

平成23年11月～24年12月に、乳児健診にて実施

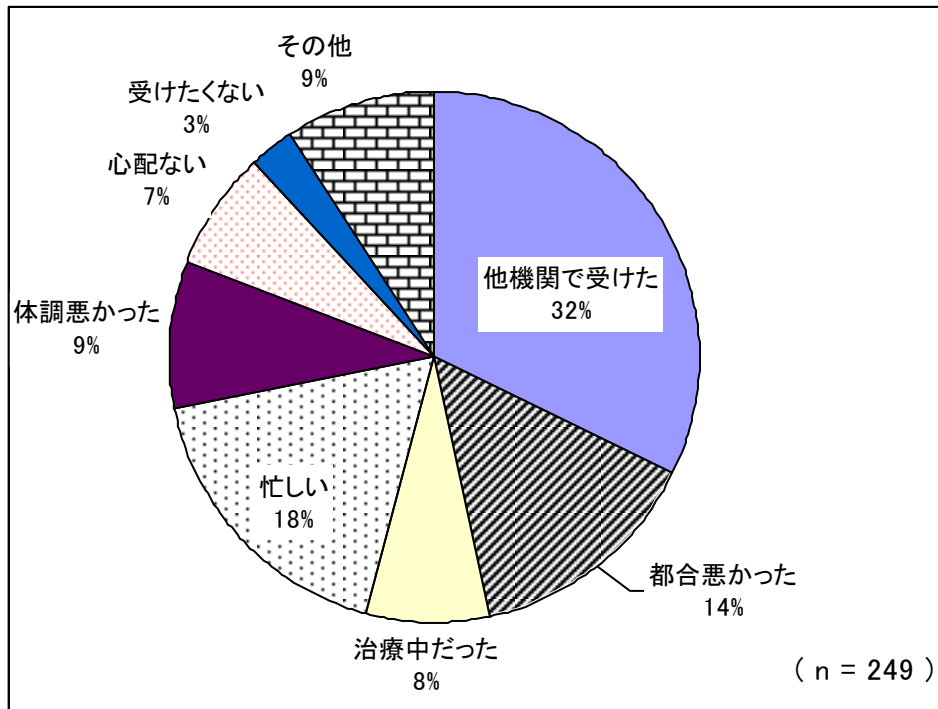
図2 次回妊娠時、歯科健診をどこで受けたいか（経産婦）



資料：あま市マタニティ教室（歯科）についてのアンケート

平成23年11月～24年12月に、乳児健診にて実施

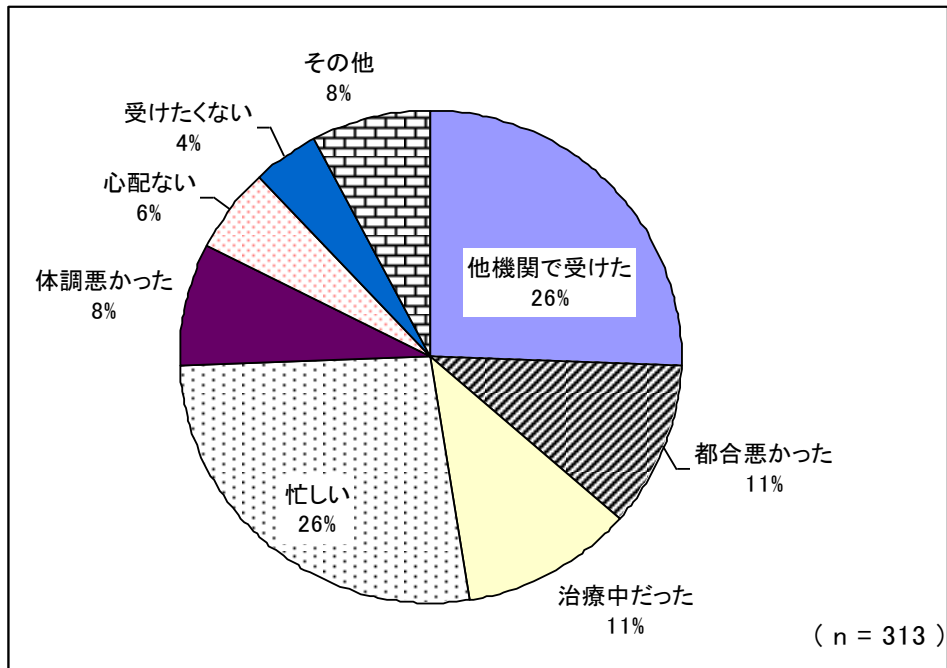
図3 市の妊婦歯科健診を受けなかった理由（初産婦）



資料：あま市マタニティ教室（歯科）についてのアンケート

平成23年12月～24年12月に、乳児健診にて実施

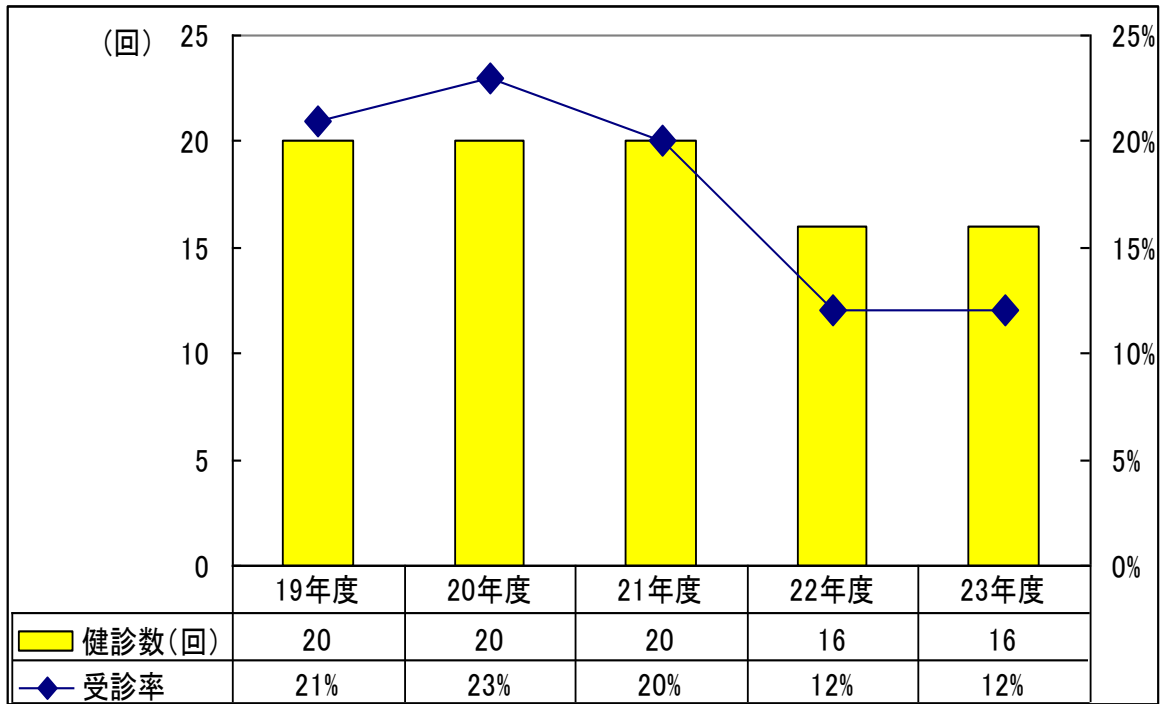
図4 市の妊婦歯科健診を受けなかった理由（経産婦）



資料：あま市マタニティ教室（歯科）についてのアンケート

平成23年12月～24年12月に、乳児健診にて実施

図5 妊婦歯科健診受診率



資料：愛知県母子健康診査マニュアル報告

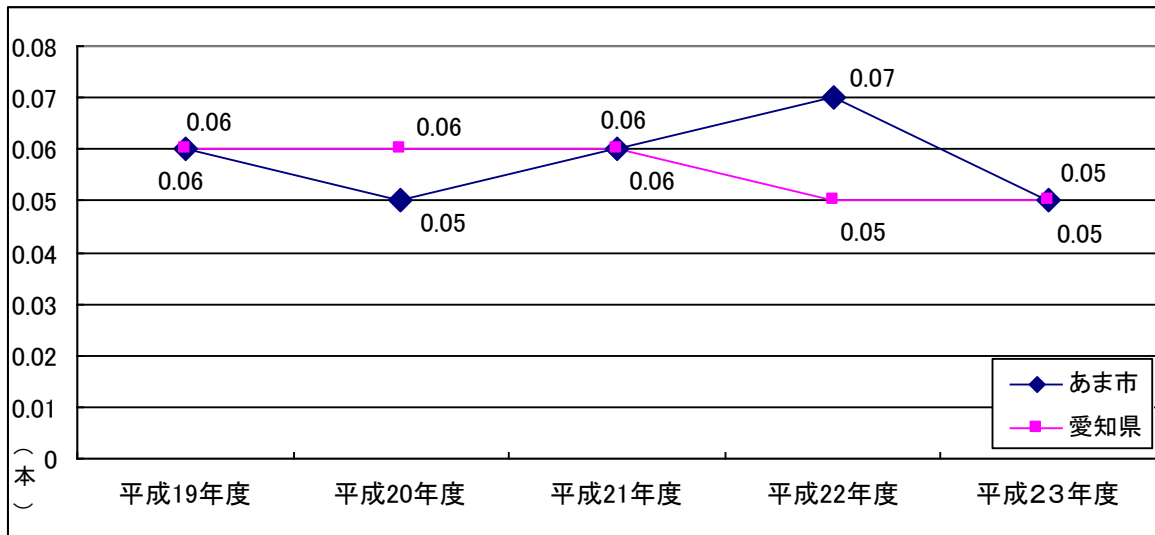


(2) う蝕・歯肉炎の状況

① 1歳6か月児

本市の1人あたりう蝕本数は愛知県と同様に横ばいで推移しています。

図6 1人あたりう蝕本数

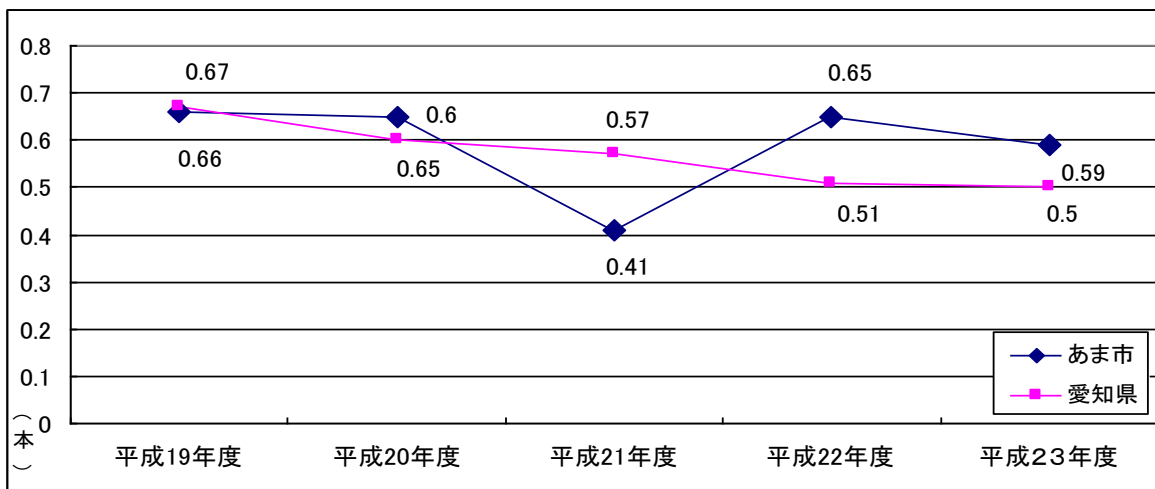


資料：愛知県母子健康診査マニュアル報告

② 3歳児

愛知県の1人あたりう蝕本数は減少傾向にありますが、本市は年度によってばらつきがあります。

図7 1人あたりう蝕本数

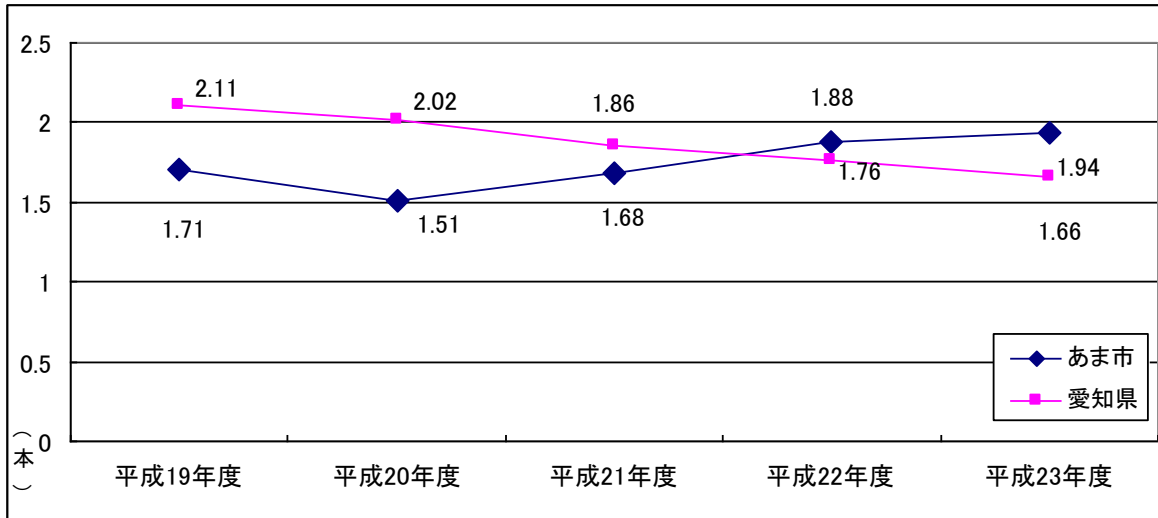


資料：愛知県母子健康診査マニュアル報告

③ 5歳児

本市での5歳児1人あたりう蝕本数は平成21年度までは愛知県を下回っていましたが、近年増加傾向にあります。

図8 1人あたりう蝕本数

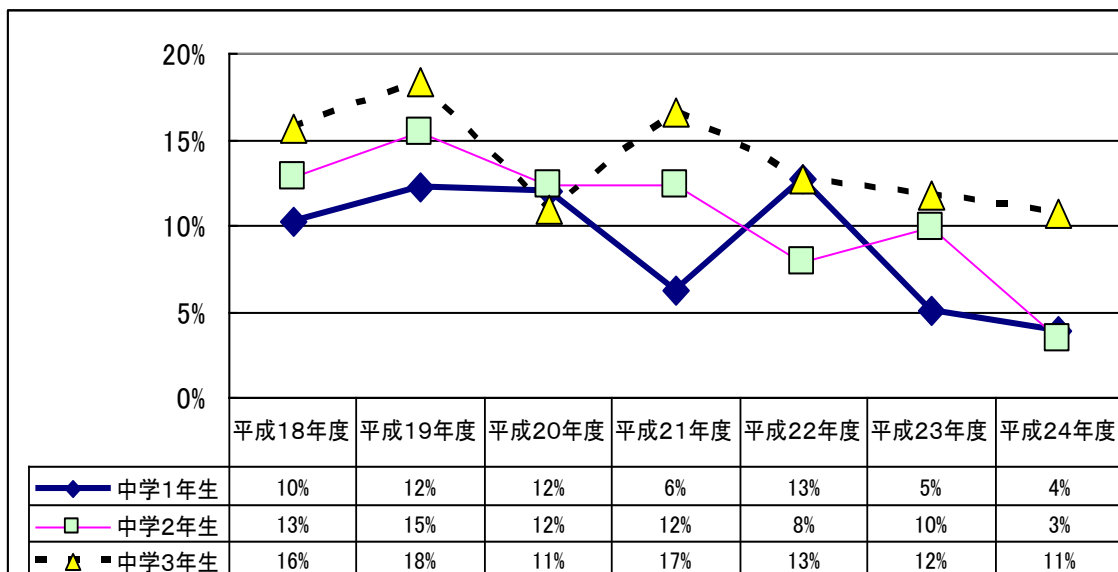


資料：愛知県地域歯科保健業務状況報告

④ 中学生

本市での中学生の歯肉炎罹患率は、学年が上がるほど高くなりますが、経年で見ると改善しています。

図9 あま市中学生の歯肉炎罹患率



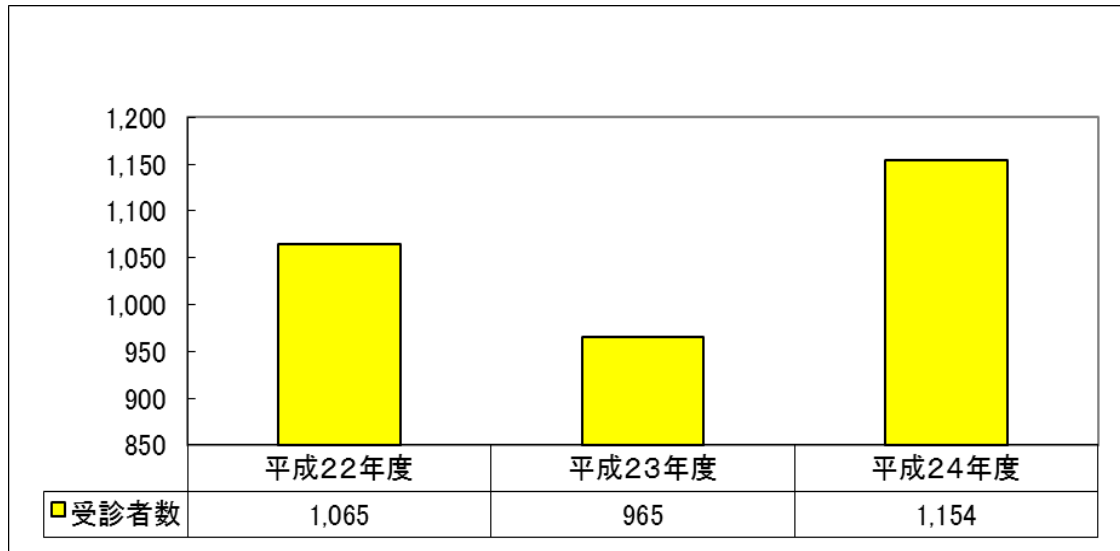
資料：歯・口腔健康診断結果（う蝕以外）

(3) 成人歯科健診

保健センターで実施する歯科健診は、特定健診、30・35歳健診、がん検診との同日実施を行い、受診者数の向上に努めています。

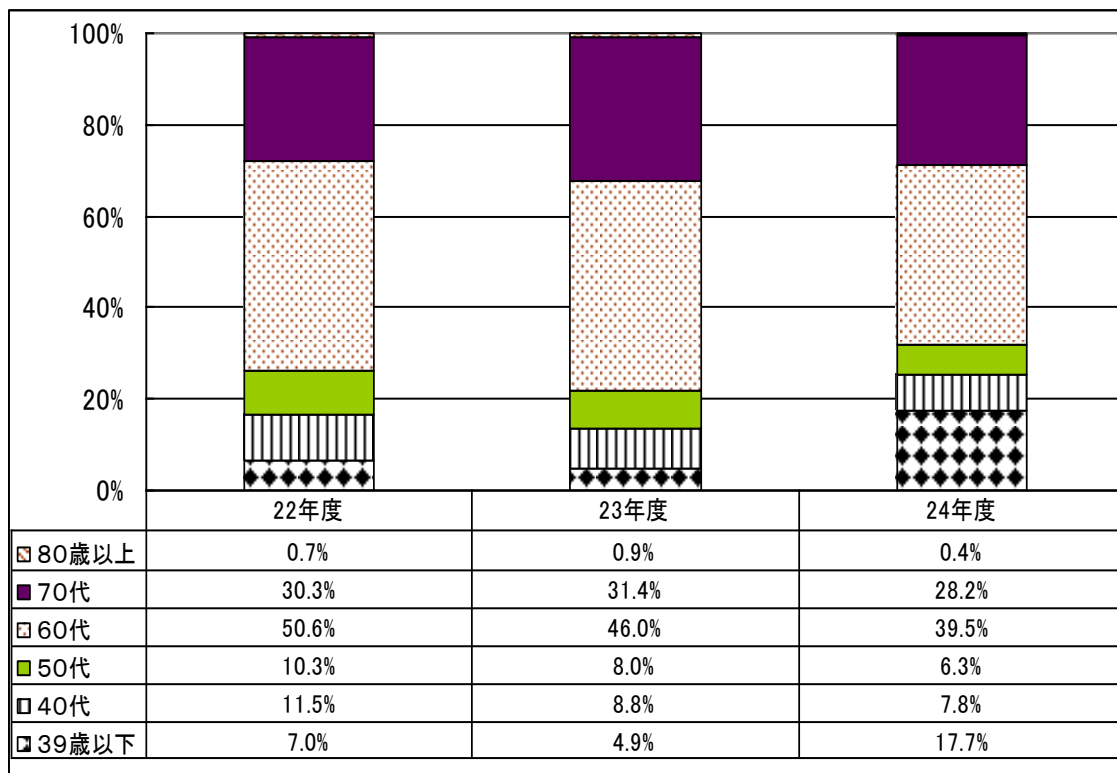
受診者割合は、60、70代で約6割を占めています。

図10 あま市成人歯科健診 受診者数



資料：成人歯科保健事業実施報告

図11 あま市成人歯科健診受診者割合（年代別）



資料：成人歯科保健事業実施報告

(4) 歯の健康づくり得点

歯の健康づくり得点とは、歯の健康を保つために良い生活をしているか、10問の設問で点数化したものです。20点満点で16点以上あると、8020を達成できる可能性が高くなります。

図12 歯の健康づくり得点

歯の健康づくり得点

※
8020達成のために
16点以上の生活を!

質問に対する答えの点数を○で囲んでください。 はい いいえ

① 歯ぐきが腫れることがありますか。	0	4
② 歯がしみることがありますか。	0	3
③ 間食をよくしますか。	0	3
④ 趣味がありますか。	3	0
⑤ かかりつけの歯医者さんはいますか。	2	0
⑥ 歯の治療は早めに受けるようにしていますか。	1	0
⑦ 歯ぐきから血が出ることはありますか。	0	1
⑧ 歯磨きを1日2回以上していますか。	1	0
⑨ 自分の歯ブラシがありますか。	1	0
⑩ たばこを吸いますか。	0	1

○で囲んだ点数を合計してください → ()+()

 16点未満の方は、近い将来、歯を失うリスクが高い状態です。0点の項目を減らすようにしましょう。

合計 点

「歯の健康づくり得点」は、愛知学院大学歯学部中垣晴男教授グループが開発した、8020達成(歯の喪失予防)のための生活習慣チェックツールです。



愛知県

健康福祉部健康担当局健康対策課
健康長寿あいち推進グループ
Tel 052-954-6269 (ダイヤルイン)

このリーフレットは、「歯の健康づくり得点」の指導ガイドとして作成されたものを元としています。



※ 8020：永久歯28本（智歯：親知らずを除く）のうち、80歳で20本以上の自分の歯を保つということ。

年代が若い人ほど「歯がしみる」、「歯肉から出血する」等の自覚症状がある人が多くなっていますが、かかりつけ歯科医をもたない人や、早めの治療を受けない人も多くなっています。

「たばこを吸う」は男性が、「間食をよくする」は女性が多く、「歯みがきを1日に2回以上」するのは女性が多くなっています。

図13 歯の健康づくり得点（年代別）

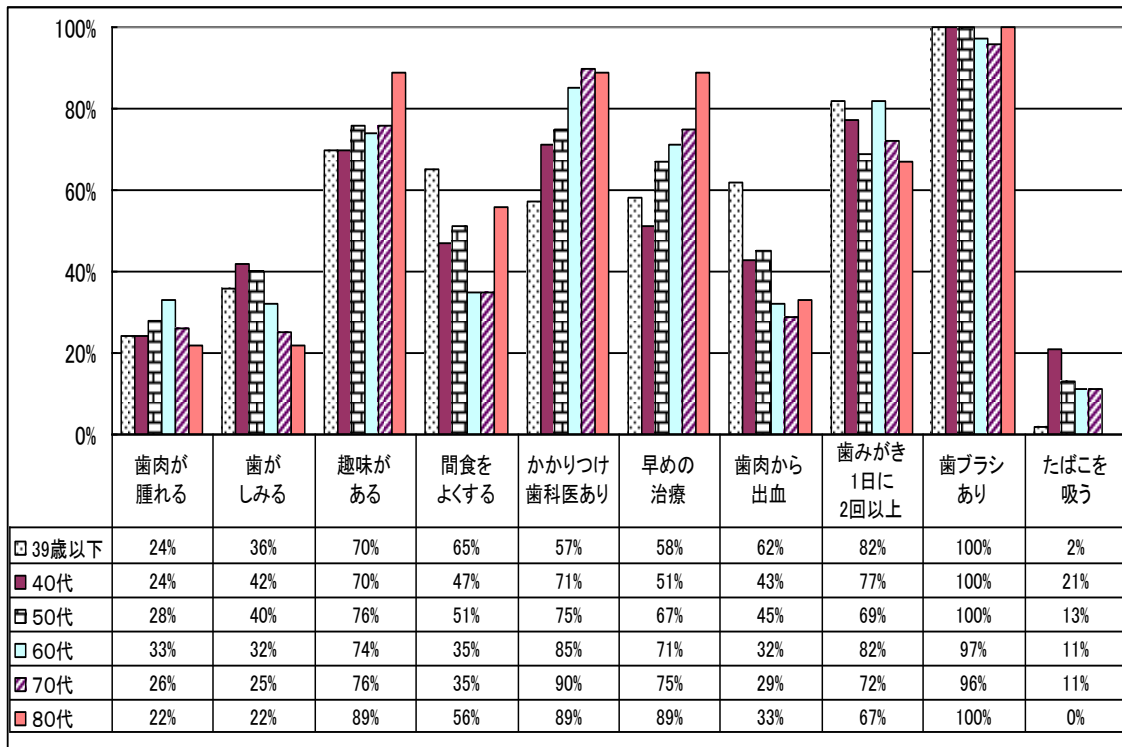
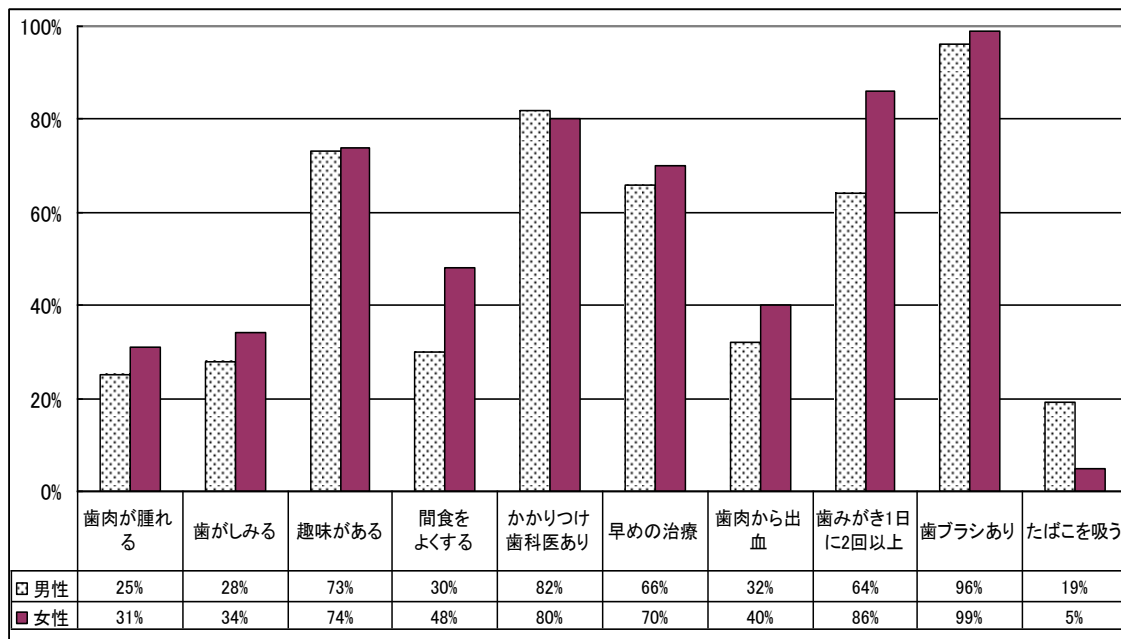


図14 歯の健康づくり得点（性別）



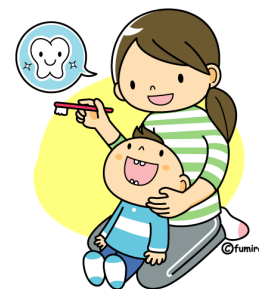
資料：平成23年度歯の健康づくり得点結果集計（あま市）

2 ライフステージ別の歯と口腔の健康づくり

[妊娠期・乳幼児期]

めざすすがた：親子でお口の管理に努めましょう

あま市の健康課題	<p>○母子健康手帳交付時に、個別に案内しているものの、マタニティ教室（歯科）の受診率が伸び悩んでいます。住民のニーズに合っているのか、検討し改善していく必要があります。また、歯の健康づくりと全身疾患との関係を説明し、歯とお口の管理の大切さを理解してもらうことが必要です。</p> <p>○保護者に対し、むし歯にならないための正しい知識（正しいブラッシング方法とフッ素塗布、正しいおやつの与え方）を周知することが必要です。</p> <p>○デンタルネグレクト^{*1}児に対する対策も必要です。</p> <p>○歯並び、口腔習癖^{*2}についての相談が多くなっているため、さらなる知識の普及が必要です。</p> <p>※1 デンタルネグレクト：保護者による適切な歯科的管理がされておらず必要な治療を受けさせることなく多数歯にわたるう蝕や重度の歯肉炎の放置などがある状態のこと。</p> <p>※2 口腔習癖：指しゃぶり、不適切なおしゃぶりの使用、下くちびるをかむ、口呼吸、舌で歯を押す等のことをいい、歯並びに悪影響を及ぼす可能性のあるもの。</p>
個人・家庭の取組	<p>○姿勢を正して口を閉じて左右均等によくかんで食べましょう。</p> <p>○おやつは第4の食事として考えましょう。</p> <p>○おやつ選びを工夫しましょう。</p> <p>○生活のリズムを整えましょう。</p> <p>○親子で歯みがきをしましょう。</p> <p>○フッ素入り歯磨剤を使いましょう。</p> <p>○かかりつけ歯科医をもち、定期健診・フッ素塗布・シーラント・歯みがき指導を受けましょう。</p> <p>○治療が必要な場合は、早めに受診しましょう。</p> <p>○歯並び・口腔習癖について、かかりつけ歯科医に相談しましょう。</p>



<産科>

○妊娠期の歯科健診の必要性を啓発しましょう。

<地域の商店>

○スーパー、コンビニなどの出入り口に歯科健診を呼びかける啓発ポスターを掲示しましょう。

<かかりつけ歯科医>

○「子どもの虐待対応マニュアル」※を歯科医院で活用し、子育て支援につなげましょう。

○低年齢から定期健診を習慣づけるため、定期健診を受けやすい環境づくりに取り組みましょう。

○親子で定期健診しやすい環境を整えましょう。

○必要に応じてキッズコーナーを設置しましょう。

○妊娠前の女性に対して、妊娠時のお口の管理について啓発する機会を持ちましょう。

○適切な歯みがきの方法（回数と質）を指導しましょう。

○口腔習癖に対する正しい知識を普及しましょう。

※ 子どもの虐待対応マニュアル：児童虐待の早期発見、対応に活用するためのマニュアル。歯科用は平成24年愛知県発刊。

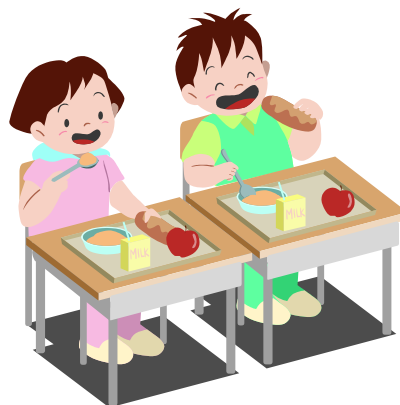


- かかりつけ歯科医をもつよう啓発する。
- 健診時の治療勧奨を行う。
- 定期健診の勧奨を行う。
- おやつ選びや食生活・歯みがき指導・フッ化物等の知識を普及する。
- 保育園でのおやつ内容を見直す。
- 歯みがき指導を推進する。
- 歯間部清掃用器具*を啓発する。
- 8020運動を普及する。
- 母子健康手帳発行時に妊婦歯科健診を啓発する。
- 「子どもの虐待対応マニュアル」を活用し、デンタルネグレクト児の早期発見と保護者への子育て支援をする。
- 歯科健診の精度管理について、関係機関と協議する。
- 成長に伴う口腔機能の発達について啓発をする。
- 口腔習癖の弊害を啓発する。

<保育園・幼稚園>

- 給食後の歯みがき、ぶくぶくうがいを習慣化する。
- 歯の大切さを啓発する。
- 歯みがき指導を推進する。
- 保護者へ直接治療勧奨をする。
- 治療勧奨対象者の治療状況を確認する。
- 園のおやつは関係課と連携し、むし歯になりにくいおやつになるよう協議する。
- デンタルネグレクト児への対策として、園歯科医等と連携して対応を検討する。
- 園歯科医等は保育士等職員に口腔習癖に対する正しい知識を普及する。

※ 歯間部清掃用器具：歯と歯の間を清掃するための専用器具（デンタルフロス、歯間ブラシ等）のこと。



[児童期・思春期]

めざすすがた : よくかんで食べましょう

<p>あま市の健康課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○歯周病発症の低年齢化の傾向があることから、むし歯だけでなく、歯肉や口腔機能への意識を持つことが必要です。 ○歯の健康を保つためにも、定期的に歯科健診を受け、早めの治療を行うことが必要です。 ○デンタルネグレクト児に対する対策も必要です。 ○市内中学校で給食後の歯みがきを行っているのは1校のみのため、歯みがきを推進していく必要があります。
<p>個人・家庭の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○お口の健康に関心を持ち、むし歯や歯肉炎（歯周病）の正しい知識を持ちましょう。 ○姿勢を正してお口を閉じて左右均等によくかんで食べましょう。 ○よくかむ献立を考えましょう。 ○1日3回、毎食後に歯をみがきましょう。 ○保護者は歯ブラシの毛が開いたら交換しましょう。 ○フッ素入り歯磨剤を使いましょう。 ○時間を決めておやつを食べましょう。 ○むし歯になりにくいおやつを選びましょう。 ○かかりつけ歯科医をもち、定期健診・フッ素塗布・シーラント・歯みがき指導を受けましょう。 ○治療が必要な場合は、早めに受診しましょう。 ○児童期の子どもをもつ保護者は、歯みがき後の確認をしましょう。
<p>関係機関・地域の取組</p>	<p><かかりつけ歯科医></p> <ul style="list-style-type: none"> ○「子どもの虐待対応マニュアル」を歯科医院で活用し、子育て支援につなげましょう。 ○定期健診の際によくかんで食べる事について啓発しましょう。 ○定期管理の強化に努めましょう。 ○定期的なフッ素塗布を勧奨しましょう。 ○適切な歯みがきの方法（回数と質）を指導しましょう。 ○口腔習癖に対する正しい知識を普及しましょう。

- かかりつけ歯科医をもつよう啓発する。
- おやつ選びや食生活・歯みがき指導・フッ化物等の知識を普及する。
- よくかんで食べる事の大切さを啓発する。
- 歯みがき指導を推進する。
- 歯間部清掃用器具を啓発する。
- 「子どもの虐待対応マニュアル」を活用し、デンタルネグレクト児の早期発見と保護者への子育て支援をする。
- 歯科健診の精度管理について、関係機関と協議する。
- デンタルネグレクト児への対策を学校歯科医等と検討する。

<小中学校>

- 給食後の歯みがき・うがいを習慣化する。
- 歯みがき指導を推進する。
- 歯の衛生週間に併せ、むし歯予防について啓発する。
- むし歯・歯肉炎と生活習慣の関係について啓発する。
- 治療勧奨対象者の治療状況を確認する。
- 「8020運動」を普及する。
- 歯みがきができる環境を整える。
- 学校歯科医は、よくかんで食べること、6歳臼歯の大切さを就学児健診の際に啓発しましょう。
- 学校歯科医は、歯のパスポート*配付の際に、「8020運動」について啓発しましょう。

※ 歯のパスポート：6歳臼歯の保護育成について書かれた小冊子。あま市では就学時健診対象者に配付している。

<給食センター>

- かみかみ食材を使った給食をより充実させる。



[青年期・壮年期・高齢期]

めざすすがた： かかりつけ歯科医で定期健診を受けましょう

<p>あま市の健康課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○歯周病と全身の病気との関係の認知度が、糖尿病を除き低いことから、口腔の疾患が全身疾患に影響を及ぼすことなど、歯と口腔の健康づくりの大切さを周知することが必要です。 ○歯科の病気はかなり進行するまで症状が出ず、気づくのが遅れがちです。痛みなどのはっきりした症状がなくても定期的に歯科医の健診を受けておけば、初期の小さな症状を見逃すことなく軽症のうちに問題点を発見することができます。日ごろからの定期健診の必要性の周知が必要です。 ○男性は仕事が忙しいなどで定期健診を行ってないと回答しています。若年からの定期健診の必要性を周知しつつ、退職年代である60歳前後における効果的な周知方法を検討することが必要です。 ○成人歯科健診は比較的口腔状況の良い方が受診される傾向があります。受診されない方へも歯と口腔の大切さを啓発していく必要があります。歯周病が進行し始める50代以下の働く世代の方たちへの歯周病に対する啓発が必要となってきます。
<p>個人・家庭の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○歯周病について正しく理解しましょう。 ○口腔疾患と全身疾患の関係について理解しましょう。 ○よくかんで食べましょう。 ○1日3回、毎食後歯をみがきましょう。 ○自分に適した歯ブラシや歯間部清掃用器具を使いましょう。 ○フッ素入り歯磨剤を使いましょう。 ○糖分や酸性度の高い嗜好食品のとりすぎに注意しましょう。 ○かかりつけ歯科医をもち、定期健診・フッ素塗布・歯みがき指導を受けましょう。 ○治療が必要な場合は、早めに受診しましょう。 ○自分に合った義歯でしっかりと噛みましょう。 ○義歯の方も定期的な健診を受けましょう。 ○口腔習癖（歯ぎしり、くいしばり等）についてかかりつけ歯科医に相談しましょう。



<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">関係機関・地域の取組</p>	<p><医科></p> <ul style="list-style-type: none"> ○糖尿病と歯周病の関係性について啓発しましょう。 ○歯科の定期受診の必要性を啓発しましょう。 ○医科と歯科が連携しましょう。 <p><企業></p> <ul style="list-style-type: none"> ○従業員が歯科健診を受けやすい環境づくりに努めましょう。 <p><かかりつけ歯科医></p> <ul style="list-style-type: none"> ○住民が受診しやすい環境をつくりましょう。(予約のシステム、子ども連れでも受診しやすい等) ○積極的な定期健診を勧奨しましょう。 ○プロフェッショナルケア^{※1}を充実しましょう。 ○適切なインフォームドコンセント^{※2} ○全身疾患との関係について知識の普及をしましょう。 ○壮年期・高齢期の住民に対して、唾液腺マッサージ^{※3}・健口体操^{※4}等の口腔機能向上体操を指導しましょう。 ○医歯薬が連携しましょう。 ○健診や啓発などで、口腔がんの早期発見に努めましょう。 <p>※1 プロフェッショナルケア：歯科医師、歯科衛生士からの正しい口腔清掃方法等について、助言や指導、必要な歯科予防処置、治療のこと。</p> <p>※2 インフォームドコンセント：医師が患者に対して治療について十分な説明を行い、患者は説明を受けた上で治療に同意することです。</p> <p>※3 唾液腺マッサージ：唾液腺がある場所をマッサージすることで、唾液の分泌を促すマッサージ。</p> <p>※4 健口（けんこう）体操：舌、唇やその周りの筋肉を鍛える体操。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">行政の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○かかりつけ歯科医をもつよう啓発する。 ○歯周病と全身疾患の関係性について知識を普及する。 ○歯周疾患検診の受診者を増加させる。 ○歯間部清掃用器具を啓発する。 ○健康福祉まつり等で、歯間部清掃用器具等やパンフレットを配付し、定期歯科健診を啓発する。 ○8020運動を普及する。 ○医歯薬の連携を推進する。 ○介護予防（口腔機能の維持・向上）を啓発する。 ○市庁舎・施設の全面禁煙化を検討する。 ○義歯相談会を健康福祉まつりなどで開催する。 ○口腔がんの知識を普及する。

[障がいをもつ方・介護を必要とする方・在宅で療養する方]

※すべてのステージで共通

<p>あま市の健康課題</p>	<p>○障がいをもつ方・介護を必要とする方・在宅で療養する方が安心して歯科受診できるよう情報提供する必要があります。</p>
<p>関係機関</p>	<p><介護施設・作業所> ○歯科健診を行うよう努める。</p> <p><かかりつけ歯科医> ○障がいをもつ方・介護を必要とする方・在宅で療養する方が安心して歯科受診できるよう努める。</p>
<p>行政の取組</p>	<p>○障がいをもつ方・介護を必要とする方・在宅で療養する方が安心して歯科受診できるよう情報提供する。</p> <p>○介護職員の口腔ケアの知識・技術が向上するための研修の機会を設ける。</p> <p>○家庭・家族でもできる口腔ケアの方法を学ぶための研修の機会を設ける。</p> <p>○口腔ケアの重要性を普及啓発する。</p> <p>○ライフステージ・サポートブック※の活用について利用者・関係機関に周知する。</p> <p>○作業所での歯科診察・指導等についてサポートする。</p> <p>※ ライフステージ・サポートブック：発達障がい等の障がいのある方が安心して生活していくことを目的とした支援ツール。本人の特徴、行動パターンやそれに対する適切な支援方法等を各自書き込み、医療機関受診時等に活用するもの。</p>



3 数値目標

指 標	対 象	計画策定時 現状値	平成28年度 (目標値)	備 考
むし歯のない子どもの増加	3歳児	84.3%	90%以上	平成23年度愛知県母子健康マニュアル報告
	年長児 (5歳児)	58.3%	60%以上	平成24年度公立保育園のみ抜粋 愛知県地域歯科保健業務報告
	小学校3年生 (6歳臼歯のう蝕なしの割合)	89.8%	95%以上	平成23年度愛知県地域歯科保健業務報告
	中学校1年生	85.7%	88%以上	平成23年度愛知県地域歯科保健業務報告
歯肉に炎症所見を有する者の割合の減少	小学校3年生	9.0%	7%以下	平成24年度歯・口腔健康診断結果(う蝕以外)
	中学校3年生	10.7%	9%以下	平成24年度歯・口腔健康診断結果(う蝕以外)
8020運動を知っている人の増加	成人	64.7%	100%	平成23年3月 市民アンケート
定期的に歯科の健康診査を受けている人の増加	30代	26.0%	35%以上	平成23年3月 市民アンケート
	40代	25.3%	35%以上	平成23年3月 市民アンケート
歯間部清掃用器具を使用している人の増加	成人	25.0%	35%以上	平成23年3月 市民アンケート
歯みがきを1日2回以上している人の増加	65歳以上	55.2%	70%以上	平成23年3月 市民アンケート
妊婦歯科健診を受ける人の増加	妊婦	12.4%	30%以上	平成23年度愛知県地域歯科保健業務報告
けんこう 健口体操・唾液腺マッサージについて知る機会の増加	65歳以上	145名	200名以上	平成22年度 介護予防事業(口腔)の参加者数

第3章 食育との関わり

1 歯と口腔の健康と食育

歯と口腔の分野から食を通して健康寿命を延伸するためには、その基盤となる味わい方、食べ物に応じた噛み方、おいしさを引き出す五感を使った食べ方などの「食べ方」からも「食育」を推進していくことが重要です。

また、地域における食育を推進するための栄養、食の安全性、地産地消等の取組の他に、より健康な生活を目指すという観点からの「食べ方」も重要となります。

2 食育を推進していくことの必要性

う蝕や歯周病などの改善を主眼に置いた対策に加え、乳幼児期から高齢者までの「食べ方」を含めた「食育」を推進し、健康な食習慣づくりを推進することが必要となります。

3 食育推進に向けた取り組み

(1) ライフステージにおける食育推進のあり方

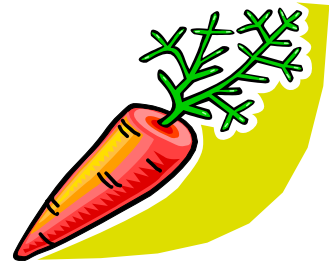
歯科保健の領域で推進される食育の中核は、「お口」から摂取する食品に応じた咀嚼と嚥下を行う「食べ方」にあります。十分に歯・口腔を使う「食べ方」を通じた食育への拡がりや、身体への栄養のみならず味わいや心のくつろぎ、表情の表出など多面的です。このような拡がりを意識した「食べ方」支援を中心に据えた食育を推進する取り組みが考えられます。

各ライフステージにおける支援内容

ライフステージ	支援内容
妊娠期・乳幼児期	お口から食べる準備の支援 食べる機能（特に咀嚼）と食べ方の支援 摂食機能の発達段階に対応した支援
児童期・思春期	摂食機能の発達段階に対応した支援 味覚の発達に関する支援
青年期・壮年期	食べ方による生活習慣病対策に関わる支援
高齢期	口腔機能の維持の支援や機能減退による誤嚥・窒息の防止を始めとする安全性に配慮した支援

(2) 関係機関における歯科保健と食育の推進

これまで食育に関して主体的な役割を担ってきた管理栄養士や栄養教諭などの関係者や、食生活改善推進員などのボランティア団体は、歯科医師及び歯科衛生士と積極的に連携を図り、例えば、離乳期の歯・口腔の機能の発達を育む「食べ方」の支援などを行っていくことが必要となります。



第4章 その他歯と口腔保健の推進

1 災害対策

<現状と課題>

- 地震等の大規模な災害が発生した場合において、歯科医師会や医師会の医療関係者や薬剤師会等関係団体との密接な連携・情報共有が必要となります。

- 平成24年7月にあま市と海部歯科医師会、津島市歯科医師会との間で、歯科医療救護班の派遣に関する「災害時の歯科医療救護に関する協定書」を締結し、地震等の大規模な災害が発生した場合に備えています。

- 災害が長期化することに伴い誤嚥性肺炎等の増加が懸念されることや口腔ケアの有効性が報告されていることから、災害時の口腔ケアに関する取り組みが必要です。

<取り組み>

- 医療救護活動に必要な歯科用医薬品等の備蓄に努めます。

- 災害時において地域の歯科医師会、医師会、薬剤師会等との医療救護活動に関する体制を推進します。

- 災害時に対応できる歯科保健、医療に関する人材の育成に努めます。

- 災害の長期化に伴う口腔ケアに関する情報提供の体制を推進します。

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

あま市では、市民の歯と口腔の健康づくりに関係する担当部署が連携し、効果的な健康づくりを推進するため「あま市歯と口腔保健計画策定のための庁舎内部会」を設置しています。

庁舎内部会を中心として、計画策定に関わった関係機関、歯科医師・歯科衛生士・歯科技工士及び行政が連携した推進体制を構築し、歯と口腔保健を推進します。

2 歯と口腔の健康づくりを推進するための役割分担及び連携方策

(1) 市民の役割

いつまでも元気で生き生きとした生活を送るためには、一人ひとりが歯と口腔の健康づくりの推進に取り組むことが期待されます。「歯と口腔の健康」に関する正しい知識の習得と家庭における歯や口腔を大切にする生活習慣の確立、具体的には個人・家庭の取り組みの実行が期待されます。

(2) 関係機関・地域の役割

歯と口腔保健計画の目標に向かってそれぞれの立場から、歯と口腔の健康づくりの推進のための活動に積極的に参加することと併せ、それぞれの分野の活動及び適切な情報の提供や他分野との連携・協働が期待されます。

(3) 保育園・学校等の役割

子どもの頃から歯や口腔の健康に関する正しい知識や歯や口腔を大切にする生活習慣を身につけることは、生涯にわたり健康で豊かな生活を送るために重要になります。歯みがきの実践や教科等を通じた取り組み、家庭や地域、関係者との連携による活動等への取り組みが期待されます。

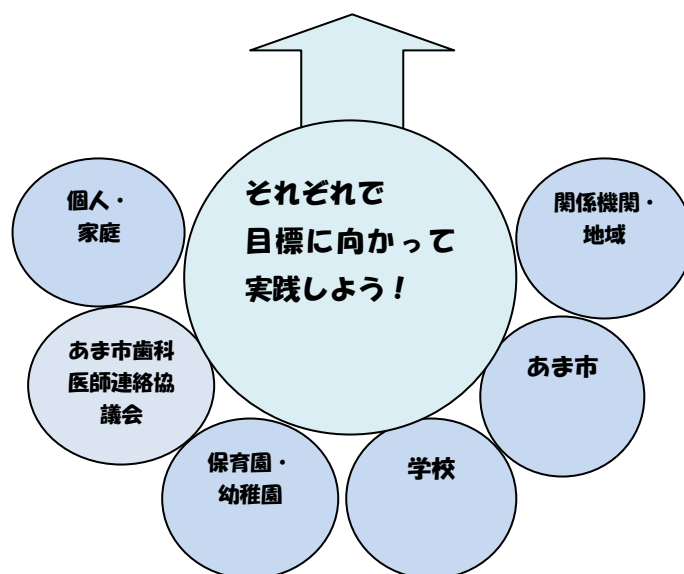
(4) 行政の役割

歯と口腔保健計画の目標を達成するため、市民一人ひとりの歯や口腔の健康づくりの推進に対する支援、普及啓発、市民の歯と口腔保健に関する取り組みへの参加・参画・協働、歯と口腔の健康づくりの推進のねらいに沿った保健事業の展開により、歯と口腔保健を推進します。

推進体制図

「歯と口腔の健康を通じて、あま市が生き生き元気に！」

あま市の歯と口腔の健康づくりを推進



3 計画の進行管理と評価

(1) 進行管理

設定した目標・取り組みの進捗状況について、毎年度検証を行い、関係機関からの意見を参考に施策に反映します。

区 分	協議する場	協議内容
計画の進行管理	あま市歯と口腔保健推進協議会	進捗状況から計画全体について必要な提言を行います

(2) 評価

計画の最終年度である平成28年度には、目標の達成度を検証・評価し第2次あま市歯と口腔保健計画に反映します。

参 考 资 料

1 あま市歯と口腔保健計画策定庁舎内部会構成員

所 属	備考
市立小・中学校養護教諭	
学校教育課	
学校給食センター	
社会福祉課	
子育て支援課	
高齢福祉課	
健康推進課	事務局

2 あま市歯と口腔保健計画策定経過

開催日	会議名等	主な内容
24/4/6	第1回作業部会	歯と口腔保健計画の課内担当者決定について
5/14	第2回作業部会	歯と口腔保健計画の概要及び関係課、アドバイザーの決定について
5/25	第3回作業部会	関係課の決定及び部会の開催回数について
6/6	第1回庁舎内部会	計画策定に向けた調査票・スケジュール（案）について
6/28	第4回作業部会	調査表の様式及びアドバイザーからの意見収集について
7/4	第2回庁舎内部会	計画策定に向けた各課の取り組み調査票について
8/13	第5回作業部会	あま市歯と口腔保健計画（素案）について
8/29	第3回庁舎内部会	あま市歯と口腔保健計画（素案）について
9/11	第6回作業部会	あま市歯と口腔保健計画（素案）について
9/18	第7回作業部会	あま市歯と口腔保健計画（素案）について
9/20	第4回庁舎内部会	あま市歯と口腔保健計画（素案）について
10/4	第8回作業部会	あま市歯と口腔保健計画（素案）について
10/12	第9回作業部会	津島保健所の意見を受けて、あま市歯と口腔保健計画（素案）の修正について
10/23	第10回作業部会	歯科医からの意見を受けて、あま市歯と口腔保健計画（素案）の修正について
10/29	第5回庁舎内部会	あま市歯と口腔保健計画（素案）について
11/13	第11回作業部会	あま市歯と口腔保健計画（素案）について
11/27	第12回作業部会	歯科医からの意見を受けて、あま市歯と口腔保健計画（素案）の修正について
12/21	第13回作業部会	歯科医からの意見を受けて、あま市歯と口腔保健計画（素案）の修正について
25/1/28	第6回庁舎内部会	あま市歯と口腔保健計画（素案）について
2/4	第14回作業部会	歯科医からの意見を受けて、あま市歯と口腔保健計画（素案）の修正について
2/12	第15回作業部会	あま市歯と口腔保健計画（素案）の修正について
2/14～ 3/15	パブリックコメント	
3/18	第16回作業部会	パブリックコメントの結果について
3/21	第7回庁舎内部会	パブリックコメントの結果について あま市歯と口腔保健計画（最終案）について

3 あま市歯と口腔の健康づくり推進条例

平成22年12月24日

条例第189号

(目的)

第1条 この条例は、あま市民の歯と口腔の健康づくりについて、基本理念を定め、市、歯科医師等の責務及び教育関係者、保健医療関係者、社会福祉関係者、市民等の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本的な事項を定めることにより、市民の歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 歯と口腔の健康づくりは、その推進が子どもの健やかな成長及び糖尿病をはじめとする様々な生活習慣病の予防、介護予防など市民の全身の健康づくりに重要な役割を果たすことにかんがみ、市民が日常生活において自ら歯と口腔の健康づくりに取り組むことを促進するとともに、市内すべての地域において生涯を通じて最適な健康教育、歯科健診、予防対策、口腔ケア等の歯と口腔の保健医療福祉サービスを受けることができるよう環境整備を推進することを基本理念とする。

(市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、歯と口腔の健康づくりの推進に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、教育関係者、保健医療関係者及び社会福祉関係者の協力を得て実施する。

(歯科医師等の責務)

第4条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務に携わる者(以下「歯科医師等」という。)は、基本理念にのっとり、市が実施する歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策及び歯と口腔の保健医療福祉サービスに協力する。

(教育関係者、保健医療関係者及び社会福祉関係者の役割)

第5条 教育又は保健、医療若しくは福祉に係る職務に携わる者であって、歯と口腔の健康づくりに関する業務を行うもの(歯科医師等を除く。)は、基本理念にのっとり、それぞれの業務において、歯と口腔の健康づくりの推進に努めるとともに、その推進に当たっては、歯と口腔の健康づくりに関する活動を行う他の者と連携し、協力するよう努めるものとする。

(事業者、保険者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、市内の事業所で雇用する従業員の歯科健診及び保健指導の機会の確保、その他の歯と口腔の健康づくりを推進するよう努めるものとする。

る。

- 2 保険者は、基本理念にのっとり、市内の被保険者の歯科健診及び保健指導の機会の確保、その他の歯と口腔の健康づくりを推進するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第7条 市民は、基本理念にのっとり、歯と口腔の健康づくりに関する正しい知識及び理解を深め、自らの歯と口腔の健康づくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

(「あま市歯と口腔保健計画」の策定)

第8条 市長は、生涯にわたる市民の歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯と口腔の健康づくりに関する基本的な計画(以下「あま市歯と口腔保健計画」という。)を定めなければならない。

- 2 「あま市歯と口腔保健計画」は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 歯と口腔の健康づくりに関する基本的な方針
 - (2) 歯と口腔の健康づくりに関する目標
 - (3) 歯と口腔の健康づくりに関し、市が総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、「あま市歯と口腔保健計画」を定め、又は変更するに当たっては、あらかじめ関係者の意見を聴くとともに、広く市民等の意見を求めるように努める。
- 4 市長は、「あま市歯と口腔保健計画」を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表する。
- 5 市長は、「あま市歯と口腔保健計画」を策定し推進するに当たり、必要に応じ歯と口腔の健康づくりに係る保健医療福祉関係者との協議会を開催することができる。

(基本的施策の推進)

第9条 市は、市民の歯と口腔の健康づくりを図るための基本的施策として、次の各号に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 健康教育、歯科健診、予防対策、口腔ケア及び食育推進、その他歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策の提供体制の確保並びに関係者の連携体制の構築に関すること。
- (2) 健康教育、歯科健診、予防対策の推進及びその効果的な実施に関すること。
- (3) 市が行う母子保健、学校保健、成人保健、産業保健、高齢者保健等を通じた生涯にわたる効果的な歯と口腔の健康づくりに関すること。
- (4) 障がい者を有する者、介護を必要とする者、妊婦等に対する適切な歯と口腔の健康づくりを確保し、その推進に関すること。
- (5) 歯と口腔の健康づくりの業務に携わる者の確保及び研修等資質の向上に関すること。

- (6) 歯と口腔の健康づくりの効果的な実施に資する情報の収集及び調査研究に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりを図るために必要な施策に関すること。

(財政上の措置)

第10条 市は、市民の歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

4 歯と口腔の健康づくりに関する行政の取り組み状況

[妊娠期・乳幼児期]

子育て支援課

事業名	対象	事業内容	H23年度実績	他課との連携	25年度以降の予定
よい子の歯みがき教室	年少児・年中児	歯科衛生士による歯の健康教室、歯みがき指導	567人	健康推進課	実施予定
親子歯みがき教室	年長児とその保護者	歯科衛生士による歯の健康教室、歯みがき指導	園児 262人 保護者 242人	健康推進課	実施予定
歯科健診	全園児	園児の歯科健診	824人	なし	実施予定

健康推進課

事業名	対象	事業内容	H23年度実績	他課との連携	25年度以降の予定
マタニティ教室 (歯科健診)	妊婦	歯科健診・相談、歯科医師による講話	99人	なし	実施方法について検討中
もぐもぐ歯っぴい教室	8～9か月児	離乳食後期・完了期の話、むし歯予防の話、歯のお手入れ方法	234人	なし	実施予定
1歳6か月児健診	1歳6か月児	歯科健診、むし歯予防の話	822人	なし	実施予定
2歳児歯科健診	2歳児	歯科健診、フッ素塗布、歯みがき指導、むし歯予防の話	725人	なし	実施予定
2歳児歯科事後健診	2歳児歯科健診でう蝕高リスク児と判定された児	歯科健診、フッ素塗布、歯みがき指導、個別相談	52人	なし	実施予定
3歳児健診	3歳児	歯科健診、個別指導	827人	なし	実施予定
子育て相談（歯科）	未就園児	歯みがき方法等、お口に関する相談	76人	なし	実施予定

[児童期・思春期]

学校給食センター

事業名	対象	事業内容	H23年度実績	他課との連携	25年度以降の予定
かみかみ食材を使った給食	小中学生	毎月1回歯ごたえのある食材を取り入れ、歯の強化や噛むことへの意識付けをする	8,100人	学校教育課	実施予定

小中学校

事業名	対象	事業内容	H23年度実績	実施校数	他課との連携	25年度以降の予定
歯科検診	全児童・生徒	歯科検診	全児童・生徒 7,843人	17校	なし	継続
あま市口腔保健賞	口腔状態の良い児童・生徒	口腔状態の良い児童・生徒を表彰する	486人	17校	学校教育課	未定
海部学校保健会 歯の健康優良児童表彰	口腔状態の良い児童・生徒	口腔状態の良い児童・生徒を表彰する	38人	17校	なし	継続
給食後の歯みがき	全児童	給食後に教室で音楽に合わせて、歯みがきをする。	全児童 5,780人	13校	なし	継続
歯みがき指導	各学校による	歯科衛生士による歯みがき指導等	490人	5校	健康推進課	継続希望
親子歯みがき教室	小学1年生	授業参観時に親子で染め出しを行い、歯みがき方法について学ぶ	166人	1校	なし	継続
学級活動 (歯肉炎の予防)	小学5年生	歯肉炎予防のための歯みがき方法、保健指導	324人	1校	健康推進課	未定
体重測定時の保健指導	全児童	6月の保健目標(今年度は歯のけがとその予防)についての保健指導	942人	1校	なし	継続
個別歯みがき指導	歯みがき状態の良くない児童	歯科受診勧奨や家庭での歯みがきができるよう指導する	166人	1校	なし	未定
歯科保健指導	全児童	各学年に合わせた歯科指導	436人	1校	なし	継続
夏休みの歯みがき	全児童	夏休みに染め出しの錠剤を配布し、家庭で歯の汚れ調べをする	510人	1校	なし	継続
学校保健委員会	各学校による	児童保健委員による劇、8020受賞者の話、学校歯科医の話、アンケート等	448人	2校	なし	未定
保健集会	全児童	児童保健委員会による全校集会	全児童	1校	なし	継続

保健委員会(歯ブラシチェック)	全児童	年3回、保健委員会が担当クラスへ行き、歯ブラシのチェックをする	全児童	1校	なし	継続
口腔写真撮影(バトンタッチ運動)	全児童	歯科衛生士が各児童の口腔写真を撮り、歯みがきの指導をする	全児童	1校	なし	なし
歯の健康教室	中学1年生	学校歯科医による講話	204人	1校	なし	継続
歯科教室	全児童	学校歯科医、歯科衛生士、教師による発達段階を踏まえた歯科指導	338人	1校	健康推進課	継続
ふれあい学級時に行う保健指導	小学1年生とその保護者	家族参観日に歯みがき指導を行う	65人(+保護者)	1校	なし	継続
デンタルフロス指導	小学5年生	歯科衛生士、養護教諭、教師による歯肉炎予防についての保健指導	118人	1校	健康推進課	継続
就学時健診	年長児	就学時健診において、歯科医師が、歯のパスポートの説明、6歳臼歯の大切さについて啓発する	824人	12校	健康推進課	継続

健康推進課

事業名	対象	事業内容	H23年度実績	他課との連携	25年度以降の予定
6歳臼歯保護育成事業	集団：年長児～小学2年生 個別：小学2年生、3年生	シーラント処置、歯科健診、歯みがき指導、事後健診	集団 59人 個別 141人	学校教育課	実施方法について検討中
学校歯科健康教育	小中学生	歯みがき指導、保健委員会への参加等	2,422人	各学校	実施予定

[青年期・壮年期・高齢期]

高齢福祉課

事業名	対象	事業内容	H23年度実績	他課との連携	25年度以降の予定
二次予防事業対象者把握事業(歯科)	65歳以上の高齢者	基本チェックリストにより二次予防事業(口腔機能)の対象者を選定し、健康推進課の介護予防教室へつなげる	2,108人 (口腔対象者)	健康推進課	実施予定

健康推進課

事業名	対象	事業内容	H23年度実績	他課との連携	25年度以降の予定
成人歯科健診	20歳以上の方	歯周疾患検診・相談	965人	なし	実施予定
作業所歯科健診・歯科指導	作業所利用者	歯科健診、歯みがき指導	52人	市内各作業所	実施予定
お楽しみ健口教室	65歳以上	お口の健康と栄養についての講話、調理実習	30人	食生活改善推進員	実施予定
ひだまりクラブ	65歳以上の基本チェックリストにより二次予防事業の対象者となった方	口腔機能向上に関する講話	23人	高齢福祉課	実施予定
はつらつクラブ	元気な65歳以上の方	口腔機能向上に関する講話	70人	なし	実施予定
お口の健康教室	65歳以上の基本チェックリストにより二次予防事業(口腔機能)の対象者となった方	歯科健診、アセスメント、口腔機能向上に関する講話、健口体操、ゲーム等	延べ254人	高齢福祉課	実施予定
8020・7021表彰	80歳で20本以上、70歳で21本以上自分の歯をお持ちの方	健康福祉まつりでの表彰	8020 7人 7021 19人	社会福祉協議会	実施予定
健康福祉まつり	全市民	歯科相談、歯型とり	歯科相談 7人 歯型とり 8人	社会福祉協議会	実施予定

あま市歯と口腔保健計画

平成 25 年(2013 年)3 月

発行 あま市 市民生活部 健康推進課

〒490-1104 愛知県あま市西今宿馬洗 4 6 番地

T E L 052-443-0005

